

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の発注する建設工事及び物品調達等に係る入札参加停止等の措置について、適正かつ統一的な処理を図るため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条にいう建設工事及びこれに関連する調査、測量、設計等をいう。
- (2) 物品調達等 物品の購入、売払い、賃借、物品の製造、修繕の請負及び役務の提供をいう。ただし、前号に該当するものを除く。
- (3) 工事等 建設工事及び物品調達等をいう。
- (4) 有資格業者 長浜市が発注する建設工事等についての契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成28年長浜市告示第1号）第2条の規定により長浜市競争入札参加有資格者名簿に登録された者をいう。
- (5) 有資格業者の役員 有資格業者である法人の役員又は支店等の代表権を有する者をいう。
- (6) 有資格業者等 有資格業者又は有資格業者の役員若しくは使用人をいう。
- (7) 契約担当者 長浜市契約規則（平成18年長浜市規則第37号）第2条第3号の契約担当者をいう。

(入札参加停止)

第3条 市長は、有資格業者等が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、別表各号に定める期間、当該有資格業者について入札参加停止を行うものとする。

- 2 前項に規定する入札参加停止に係る有資格業者の取扱い、次の表の左欄に掲げる入札の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

入札の種別	有資格業者の取扱い
指名競争入札	指名通知日の翌日から落札決定日までの間に入札参加停止の期間が含まれる場合は、当該有資格業者の指名を取消し、提出された入札書は無効とする。
一般競争入札 (事前審査型)	申請書等の提出期限日から落札決定日までの間に入札参加停止の期間が含まれる場合は、当該有資格業者は入札参加資格がないものとし、提出された入札書は無効とする。
一般競争入札 (事後審査型)	入札書の提出期限日から落札決定日までの間に入札参加停止の期間が含まれる場合は、当該有資格業者は入札参加資格がないものとし、提出された入札書は無効とする。

- 3 契約担当者は、落札者が落札決定日の翌日から契約締結日までの間に入札参加停止措置を受けた場合は、当該事業者の落札決定を取消し、契約を締結しない。

(下請負人及び共同企業体の構成員に関する入札参加停止)

第4条 市長は、前条第1項の規定による入札参加停止を行う場合において、当該入札参加停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人についても元請負人の入札参加停止の期間を基準に期間を定め、入札参加停止を併せ行うものとする。

- 2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について入札参加停止を行おうとするときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該入札参加停止について責を負わないと認められるものを除く。）について当該共同企業体の入札参加停止の期間を基準に期間を定め、入札参加停止を併せ行うものとする。

- 3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による入札参加停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体についても、当該入札参加停止の期間を基準に期間を定め、入札参加停止を行うものとする。

(入札参加停止の期間の始期)

第5条 入札参加停止の期間の始期は、入札参加停止の決定があった日とする。

- 2 入札参加停止の期間中の有資格業者について、別件により再度入札参加停止を行う場合の始期は、再度入札参加停止を決定した日とする。

(入札参加停止の期間の特例)

第6条 有資格業者が一の事案により別表各号に定める措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに定める期間の最も長いものをもって、入札参加停止の期間とする。

- 2 有資格業者が、別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る入札参加停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間（入札参加停止の期間中を含む。）にそれぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなった場合における入札参加停止の期間は、別表各号に定める期間の2倍の期間とする。ただし、その期間は36か月を限度とする。
- 3 有資格業者が、別表第2第1号、第7号又は第8号の措置要件に係る入札参加停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、同表第1号、第7号又は第8号の措置要件のいずれかに該当することとなった場合における入札参加停止の期間は、別表各号に定める期間の2倍の期間とする。ただし、前項の規定により2倍の期間とする場合を除くものとし、また、その期間は36か月を限度とするものとする。
- 4 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前3項の規定による入札参加停止の期間未満の期間を定める必要があるときは、入札参加停止の期間を当該期間の2分の1まで短縮することができる。
- 5 市長は、前項に規定する場合のほか、有資格業者が別表第2第7号の措置要件に該当した場合において、当該有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の課徴金減免制度を申請し、かつ、次に掲げるいずれかの事実が公表されたときの入札参加停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。
- (1) 独占禁止法第7条の2第1項ただし書の規定により課徴金納付命令の対象とならなかったこと。
- (2) 独占禁止法第7条の3規定により課徴金減免制度が適用されたこと。
- 6 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による期間を超える入札参加停止の期間を定める必要があるときは、36か月を限度として入札参加停止の期間を当該期間の2倍まで延長することができる。この場合において、別表第2第7号又は第8号に該当し、かつ、当初の入札参加停止期間が満了しているときは、当初の入札参加停止期間を延長したと想定した場合の期間から当初の入札参加停止期間を控除した期間を限度として、新たに入札参加停止を行うことができるものとする。
- 7 市長は、入札参加停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で入札参加停止の期間を変更することができる。
- 8 市長は、入札参加停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者について入札参加停止を解除するものとする。

(入札参加停止の審査等)

第7条 市長は、第3条第1項若しくは第4条の規定により入札参加停止を行い、又は前条第7項の規定により入札参加停止の期間を変更しようとするときは、長浜市建設工事契約審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査を経なければならない。

- 2 前項の規定は、前条第8項の規定により入札参加停止を解除しようとするときについて準用する。ただし、入札参加停止を解除する理由が客観的に明白である場合にあっては、審査会の審査を省略することができる。この場合には、当該措置をとったことについて審査会に報告するものとする。
- 3 市長は、別表第2の第2号から第6号までに掲げる措置要件を事由として入札参加停止を行おうとするときは、あらかじめ警察署長の意見を聴くものとする。

(入札参加停止の承継)

第8条 入札参加停止の期間中の有資格者から入札参加資格を承継する者は、入札参加停止措置も承継するものとする。

(入札参加停止の通知及び公表)

第9条 市長は、第3条第1項若しくは第4条の規定により入札参加停止を行い、又は第6条第7項により入札参加停止の期間を変更し、若しくは同条第8項の規定により入札参加停止を解除したときは当該有資格業者に対し、それぞれ定める様式により通知するものとする。ただし、市長

が通知する必要があると認める相当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による通知を行ったときは、その内容を市ホームページ等で公表するものとする。

（改善措置の報告）

第10条 市長は、当該入札参加停止の事由が市が発注した工事等に関するものであるときは、当該入札参加停止業者から必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第11条 契約担当者は、入札参加停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。この場合において、有資格業者が見積依頼日から契約締結日までに入札参加停止措置を受けたときは、既に提出された見積書は無効とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由があるときは、入札参加停止の期間中の有資格業者であっても随意契約の相手方とすることができる。

（下請等の禁止）

第12条 契約担当者は、入札参加停止の期間中の有資格業者が市発注の工事等の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託し、又は工事完成保証人となることを承認してはならない。ただし、下請負人については入札参加停止事由が別表第1の各号に該当する場合はこの限りではない。

（入札参加停止以外の措置）

第13条 市長は、入札参加停止を行うに至らない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告し、又は注意を喚起することができる。

（苦情申立て）

第14条 第3条第1項若しくは第4条各項の規定による入札参加停止（以下、単に「入札参加停止」という。）又は前条の規定により警告又は注意の喚起（以下「警告等」という。）の措置を受けた者は、当該措置について、市長に対して書面（次項及び次条第4項において「申立書面」という。）により苦情を申し立てることができる。

- 2 申立書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- （1） 申立者の商号又は名称及び住所
- （2） 申立てに係る措置
- （3） 申立ての趣旨及び理由
- （4） 申立ての年月日

- 3 苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。

- （1） 入札参加停止 当該入札参加停止の期間内
- （2） 警告等 当該警告等の日の翌日から起算して7日以内

（苦情申立てに対する回答等）

第15条 市長は、苦情の申立てがあったときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して5日以内（長浜市の休日を定める条例（平成18年長浜市条例第2号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）に書面により回答するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、事務処理上の困難その他合理的かつ相当の理由があるときは、前項の回答期間を延長することができるものとする。

- 3 市長は、前条第3項の申立期間の経過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

- 4 市長は、第1項の回答をしたときは、申立書面及び同項の書面を速やかに公表するものとする。（再苦情申立て）

第16条 前条第1項の回答に不服がある者は、市長に対して書面により再苦情申立てをすることができる。

- 2 再苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。

- （1） 入札参加停止 当該入札参加停止の期間内（前条第1項の回答をした日の翌日から当該入札参加停止の終期までの期間が7日を下回る場合にあっては、当該回答をした日の翌日から起算して7日以内）
- （2） 警告等 前条第1項の回答をした日の翌日から起算して7日以内

- 3 市長は、再苦情申立てがあったときは、速やかに長浜市入札監視委員会に諮問するものとする。（再苦情申立てに対する回答）

第17条 市長は、再苦情申立てを行った者に対し、長浜市入札監視委員会の報告を踏まえ、報告を受けた日の翌日から起算して5日以内（休日を含まない。）に、書面により回答するものとする。

- 2 前項の回答は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。
 - (1) 再苦情申立てが認められた場合にあっては、その旨及びこれに伴い市長が講じようとしている措置の概要
 - (2) 再苦情申立てが認められなかった場合にあっては、その旨及び理由
 - 3 市長は、前条第2項の申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。
 - 4 市長は、第1項の回答をしたときは、申立書面及び同項の書面を速やかに公表するものとする。
(その他)
- 第18条** この基準に定める入札参加停止に関する事務は、総務部契約管理課で所掌する。
- 2 その他この基準の実施に関し、必要な事項は、審査委員会で定める。

別表第1（第3条、第6条、第12条関係）

工事等に基づく措置基準

措置要件	期間（か月）
（虚偽記載）	
1 市発注の工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加資格審査申請書、入札参加資格審査資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	6
2 市発注の工事等に係る入札において、低入札価格調査制度により調査し低入札価格で契約した工事等であって、低入札価格調査時に提出した資料に虚偽の記載がある等、合理的な理由なく事前に提出した資料と内容が異なる施工等をしたとき。	6
（過失による粗雑工事、物品の契約不適合等）	
3 市発注の工事等の契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき、又は故意若しくは重大な過失により製品を粗雑にし、若しくは物品の品質、数量に関し仕様を誤ったとき（契約不適合が軽微であると認められるときを除く。）。	3
4 滋賀県内で、市発注以外の工事等の契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にした場合又は故意若しくは重大な過失により製品を粗雑にし、若しくは物品の品質、数量に関し仕様を誤り、契約不適合が重大であると認められるとき。	2
（契約違反）	
5 市発注の工事等の契約の履行に当たり、第3号に掲げる場合のほか、次に掲げる要件に該当し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
（1） 正当な理由なく契約を履行しないとき。	6
（2） 落札したにもかかわらず、契約を締結しないとき。	3
（3） 2か月以上の履行遅滞があったとき。	3
（4） 1か月以上2か月未満の履行遅滞があったとき。	2
（5） 1か月未満の履行遅滞があったとき。	1
（6） 公害防止及び危険防止策が不良のとき又は工程管理、資材管理若しくは労務管理が不良で監督職員が指摘しても改善しないとき。	1
（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）	
6 市発注の工事等又は滋賀県内で市発注以外の工事等の契約の履行に当たり、次のいずれかに該当する場合を除き、公衆に死亡者を生じさせたとき。	6
（1） 事故の原因が損害を受けた個人の責に帰すべきものである場合	
（2） 事故の原因が第三者の行為によるものであると認められる場合	
7 市発注の工事等又は滋賀県内で市発注以外の工事等の契約の履行に当たり、公衆に負傷者を生じさせ、当該工事の現場代理人等が刑法（明治40年法律第45号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起され、又は処分されたとき。	3
8 市発注の工事等又は滋賀県内で市発注以外の工事等において、6及び7に掲げる場合のほか、事故により損害を与え、重大であると認められるとき。	3
（安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故）	
9 市発注の工事等又は滋賀県内で市発注以外の工事等の契約の履行に当たり、6（1）又は（2）に掲げる場合を除き、工事等関係者に死亡者を生じさせたとき。	2
10 市発注の工事等又は滋賀県内で市発注以外の工事等の契約の履行に当たり、工事等関係者に負傷者を生じさせ、当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起され、又は処分されたとき。	1

別表第2（第3条、第6条、第7条関係）

不正行為に基づく措置基準

措置要件	期間（か月）
（贈賄）	
1 有資格業者等が、次に掲げる者に対して行った贈賄（刑法第198条に規定する罪をいう。以下同じ。）又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）違反の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	
（1）市の職員及び市議会議員	24
（2）滋賀県内の他の公共機関の職員	18
（3）近畿府県及び隣接県内の他の公共機関の職員	12
（4）近畿府県及び隣接県以外の他の公共機関の職員	6
（暴力団関係者）	
2 有資格業者、有資格業者の役員又は有資格業者の経営に事実上参加している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条の暴力団又は指定暴力団等の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。	12か月を経過し、かつ、その事実がなくなったと認められる日まで
3 業務に関し、不正に財産上の利益を得るため、又は債務の履行を強要するために、有資格業者又は有資格業者の役員等が暴力団関係者を使用したと認められるとき。	6か月を経過し、かつ、その事実がなくなったと認められる日まで
4 いかなる名義をもってするを問わず、有資格業者又は有資格業者の役員等が暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。	6か月を経過し、かつ、その事実がなくなったと認められる日まで
5 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。	3か月を経過し、かつ、その事実がなくなったと認められる日まで
6 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者であるとしながら、これを不当に利用するなどしているとき。ただし、有資格業者又は有資格業者の役員等が暴力団関係者等から脅迫を受けたことにより行った場合を除く。	2か月を経過し、かつ、その事実がなくなったと認められる日まで
（独占禁止法違反行為）	
7 有資格業者が、次に掲げる機関が発注する業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	
（1）逮捕され、又は公正取引委員会から告発されたとき。	
ア 市	12
イ 滋賀県内の他の公共機関	9
ウ 近畿府県内及び隣接県内の公共機関	6
エ 近畿府県及び隣接県以外の公共機関	3
（2）公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。	
ア 市	9
イ 滋賀県内の他の公共機関	6
ウ 近畿府県内及び隣接県内の公共機関	3
エ 近畿府県及び隣接県以外の公共機関	2
（競売入札妨害又は談合）	
8 有資格業者等が、次に掲げる機関が発注する業務に関し、競売入札妨害（刑法第96条の6第1項に規定する罪をいう。）又は談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。）の容疑により逮捕、書類送検又は起訴さ	

れたとき。	
(1) 市	24
(2) 滋賀県内の他の公共機関	18
(3) 近畿府県内及び隣接県内の公共機関	12
(4) 近畿府県及び隣接県以外の公共機関	6
(建設業法違反行為)	
9 有資格業者等が建設業法の規定に違反し、次に掲げる処分等をされたとき。	
(1) 市発注の工事等において、建設業法に違反し、下記のアからエまでに該当したとき。	
ア 建設業法に違反し、有資格業者等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	9
イ 建設業法に違反し、監督官庁から15日以上営業停止処分を受けたとき。	6
ウ 建設業法に違反し、監督官庁から15日未満の営業停止処分を受けたとき。	4
エ 建設業法に違反し、指示処分を受けたとき。	3
(2) 9(1)以外の場合で、下記のアからエまでに該当したとき。	
ア 建設業法に違反し、滋賀県内に本店を有する有資格業者等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	6
イ 建設業法に違反し、監督官庁から滋賀県を範囲に含む15日以上営業停止処分を受けたとき。	4
ウ 建設業法に違反し、監督官庁から滋賀県を範囲に含む15日未満の営業停止処分を受けたとき。	3
エ 建設業法に違反し、滋賀県内に本店を有する有資格業者が指示処分を受けたとき。	2
(3) 9(1)及び(2)以外の場合で、下記のアからエまでに該当したとき。	
ア 建設業法に違反し、有資格業者等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	3
イ 建設業法に違反し、監督官庁から15日以上営業停止処分を受けたとき。	3
ウ 建設業法に違反し、監督官庁から15日未満の営業停止処分を受けたとき。	2
エ 建設業法に違反し、指示処分を受けたとき。	1
(不正又は不誠実な行為)	
10 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
(1) 市発注の工事等に関し、入札においてくじ引に応じないとき。	2
(2) 市発注の工事等に関し、入札執行者の指示に従わないとき。	2
(3) 市発注の工事等に関し、連合したと認められるとき。	6
(4) 市発注の工事等に関し、低入札価格調査において事情聴取に応じない等不誠実な行為を行ったとき。	3
(5) 市発注の工事等に関し、契約締結、契約履行を妨害したとき。	6
(6) 市発注の工事等に関し、資格制限に該当した者を、使用人として使用したとき。	6
(7) 有資格業者又はその役員、その他担当の責任の地位にある者が工事等に係る業務等に関し暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	9
(8) 有資格業者の使用人が工事等に係る業務等に関し暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	6
(9) 有資格業者が、業務に関し、脱税行為により、逮捕、書類送検又は	3

起訴されたとき。	
(10) 有資格業者が滋賀県内において行った行為等において、この基準において他に掲げる場合を除き、業務関連法令、労働者使用関連法令及び環境保全関連法令に重大な違反をし、処分されたとき。	2
(11) 有資格業者又は有資格業者の役員が禁固刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により逮捕、書類送検若しくは起訴され、又は、禁固刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告されたとき。	3
(12) 有資格業者又は有資格業者の役員が公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他の法令等に基づき逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	1
(13) 市発注の工事等の履行に当たり、第三者から不当な介入（不当要求又は業務妨害）を受けたにもかかわらず、故意又は過失により発注者への報告及び警察への通報をしなかったとき。	1
（その他）	
11 有資格業者又は有資格業者の役員に重大な反社会的行為があり、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	2

備考

- 1 「近畿府県及び隣接県」とは、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、福井県、岐阜県及び三重県をいう。
- 2 「公共機関の職員」とは、贈賄又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律違反が成立する全ての機関（国の機関、地方公共団体、公社、公団等）の職員をいう。
- 3 第6条の入札参加停止期間の特例により1か月を2分の1とする場合の日数は、15日とする。